

福岡県立大学一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

公立大学法人福岡県立大学は、男女を問わず教職員一人一人がその個性と能力を十分に発揮できる環境づくりのため、「女性活躍推進法」に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 内容

目標：年次有給休暇の取得率を60%以上とする。

〈対策〉

- ・管理職員は、日頃から計画的に休暇等が取得できるような職場環境づくりに努めるとともに、休暇等取得に伴う業務の支障が生じないよう、また、特定の職員に業務が偏ることがないように、所属内・職員間での情報共有やサポート体制づくりに努める。
- ・管理職員は、個々の職員の休暇の取得状況を把握するとともに、休暇を取得しやすいように配慮する。

女性活躍推進法第20条第2項に基づく情報の公表

令和4年3月31日現在

①採用した労働者に占める女性労働者の割合（課題となる基準：20%以下）

人間社会学部教員：50%（1/2）
 看護学部教員：66.7%（2/3）
 プロパー職員：0%（0/0）
 非常勤職員：100%（8/8）

②男女の平均継続勤務年数の差異（男女比）（課題となる基準：70%以下）

人間社会学部教員：男性14年 女性13年 差異1年（92.9%）
 看護学部教員：男性13年 女性13年 差異0年（100%）
 プロパー職員：男性7年 女性10年 差異▲3年（142.9%）
 非常勤職員：男性11年 女性9年 差異2年（81.8%）※勤続5年以上が対象

③労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

（課題となる基準：平均45時間を上回る月がある）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人社	0.0	0.0	0.2	0.0	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0
看護	0.0	0.2	1.6	2.0	0.2	0.4	1.2	1.0	0.6	3.3	0.9	1.2
プロパー	17.0	12.5	7.0	9.9	7.1	4.8	4.4	9.5	8.4	8.5	13.8	11.9
非常勤	3.8	1.4	2.0	1.9	1.8	0.3	0.6	2.1	0.8	0.9	1.1	2.2
平均	1.5	1.1	1.5	1.7	0.9	0.6	0.9	1.3	0.9	2.5	1.3	1.6

④管理職に占める女性労働者の割合

（課題となる基準：産業分類「教育、学習支援業」平均値（20.7%）以上）

37.5%（3/8）